

子母発0409第3号  
令和2年4月9日

各 

都	道	府	県
指	定	都	市
中	核	市	

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における  
「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱いについて

不妊に悩む方への特定治療支援事業においては、高額な治療費がかかる体外受精や顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）について、患者の経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の患者が増加する中で、令和2年4月7日に政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、また、同日に日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の三学会より「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応（第三版）」が会員宛に発出され、不妊治療について、「三学会は基本的に延期できるものは延期とする日本生殖医学会のポリシーを尊重しますが、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要です。状況をご説明の上、安心安全な医療を提供していただくようご配慮をお願いします」との見解が示されたところです。このようなことから、今後、特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期等を余儀なくされることが想定されます。

つきましては、こうした状況に鑑み、平成17年8月23日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不妊に悩む方への特定治療支援事業」について、時限的に、下記の通り取り扱うことといたしました。

各都道府県等の母子保健主管部局におかれては、下記にご留意の上、御対応いただくとともに、管内市町村、指定医療機関及び不妊専門相談センター等の関係機関への周知をお願いします。

## 記

1. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の対象者については、現行の要綱上、「治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦とする」とされているが、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 42 歳である夫婦であって令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が 44 歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者と取り扱うこととして差し支えない。
2. 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の通算助成回数については、現行の要綱上、「初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満であるときは、6 回(40 歳以上であるときは通算 3 回)」とされているが、令和 2 年 3 月 31 日時点で妻の年齢が 39 歳である夫婦であって令和 2 年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 41 歳未満であるときは、通算助成回数を 6 回と取り扱うこととして差し支えない。

以上

## 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療助成における対応

### 1. 背景

- 新型コロナウイルスの感染者が増加する中で、令和2年4月7日付けで、  
・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出  
・ 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の三学会の見解（※）発表  
※「（不妊治療について）基本的に延期できるものは延期するとする日本生殖医学会のポリシーを尊重しますが、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要ですので、状況をご説明の上、安心安全な医療を提供していただくようご配慮をお願いします」  
がなされたところ。

- そのため、今後、特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期等を余儀なくされること  
が想定。

### 2. 対応

- 新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に、  
年齢要件を緩和。

①対象者 治療期間初日の妻の年齢 「43歳未満」 → 「44歳未満」

#### ②通算回数

初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳未満：6回（40歳以上：通算3回）



初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満：6回